町報森吉

第45号

毎月1回発行
発行所
秋田県北秋田郡
森吉町役場
編集
企画室
TEL 米内沢 44番 64番 209番

東北北海道社会教育研究協議会

近藤町長、県代表の発表者に決定

来る十一月廿八日より三十日まで、文部省主催で開かれる東北、北海道社会教育研究協議会（会場湯瀬）に於ける県代表の発表者に近藤町長が選ばれて、「わが町の社会教育」と題して一般行政と、社会教育との関連及び社会教育の将来の構想等について発表することになり、諸資料の取纒めにかゝつている

土木工事入札

滝ノ沢地区開拓道路並小滝橋架換工事　藤島組に落札

五味堀、神成、両部落として多年の念願であつた開拓道路も地元の協力により、いよ〳〵実現の段階に致りました

この路線は神成部落を起点にして将来とも隣接町村、上小阿仁村に接続される重要道路で、この路線を通じての生産効果は開墾地畑一五〇町歩、田地十五町歩余、採草地〇〇町歩の重要役割を果しことになり又何百町歩と言う森林搬出の便はことさら多く、今回計画された総延長四、〇〇〇米の中本年度、第一期六七四、〇〇米、巾員三、六〇米、工事は十月二十五日指名競争入札の結果一、〇六五、〇〇〇円で藤嶋組に落札した

尚小滝橋も腐朽により通行がきわめて危険となり部落地元の強い要望により入札の段階になつたが架換場所が旧橋より上流に架設されるので、併用林道又は部落間の取付道路等は同時に部落負担をもつて行うことになつております

橋梁延長三一、〇〇米、巾員二、五〇米で十月二十五日入札の結果一、二〇〇、〇〇〇円で藤嶋組に落札した

全国寄生虫撲滅運動

恐ろしい寄生虫を防ぐ為

年一回皆んな揃つてお腹の掃除を!!

寄生虫にはかい虫、十二指腸虫、ぎよう虫、鞭虫、条虫等色々います

日本人の半数以上がこの卵を持つています、そして一日に三〇万個の卵を腹の中で産んでいます

それがし尿に混つて田畑に撒かれ野菜に附着したり、風で飛び散り手や指から皆さんの口に入つて行きます

日々のお漬物等には殊更沢山ついています、それがお腹の中に入ると体内をぐる〳〵廻つてから腸に戻り、三カ月目に成虫となり又卵を毎日生みつゝ栄養分や、大切な血を吸います

それで皆さんが腹痛、頭痛、めまい、発熱、貧血神経衰弱等を起したり、中には目や耳から虫が出たり、生命を失う人もあります。

それで一人〳〵が駆虫するより一年一回、二回模町中の人が揃つて良い薬を一斉に用いて、伝播力を弱めることが一番効果的と、この運動が今、全国に展開されています

十一月二十一日から三十日間是非実施して下さい

森吉町の場合を一例として申上げると、今回前田小学校を対照として調査した結果、全校八四七名調査の中五三四名（六〇%）が寄生虫を腹の中に入れてる生徒です、早急に入院を必要とする生徒はこの内三二名となつている、内容を申すと

一、かい虫のもの　三七〇名
二、十二指腸虫卵のもの　二四名
三、とうよう毛ようせん虫　三名
四、鞭虫卵のもの　二四八名
五、ぎよ虫卵のもの　四名
六、よこ川吸虫卵　五名
七、その他　一名

以上のようになつている

町ではこれの対策として各部落自治会に駆虫薬の申込を回覧しているので町民の皆さんは、全員揃つて服用して下さい。部落で一括纏め十一月二〇日迄役場に申込んで下さるようお願い致します

国民年金の保険料

納付について!!

今年の四月から始つて居る国民年金の保険料納付については左記期限まで納めないと滞納者となり不幸に身体障害者になつた時、或は夫が死亡した場合等、いますぐもらえる年金が全く受けられなくなりますから納期限内に必ず納めるようにして下さい。

◎保険料の納期限

第一期分…四月、五月六月分の保険料を七月末日まで

第二期分…七月、八月九月分の保険料を十月末日まで

第三期分…十月、十一月、十二月分の保険料を一月末日まで

第四期分…一月、二月三月分の保険料を四月末日まで

役場では保険料の滞納者については係が家庭を訪問し徴収を行つて居りますが、滞納者は勿論納付者においても、今後の保険料は役場までお出でになり納めるようにして下さい。

又農家に於ては月々現金収入がない場合もあまりすので、秋の収穫期には二期分まで納めると同時に一年分、又は二年分と前納されますと割り引きされ大変とくです。

計量器（はかり）

使用業者へ急告！

商店、学校、病院等で商取引、証明用等に使用しているはかりの内、貫匁の目盛りとキログラムの目盛りと両方ついているはかりは、明年から絶体使用できませんから御注意下さい。

但しキログラムの目盛を残し、貫匁の目盛をまつ消したものは使用して差支えありません

そこで当町では、県の計画により、次のとおり貫匁の目盛まつ消を実施することに致しましたから この機会を逸せず、必ず貫匁まつ消をして下さい

記

日時　昭和三十六年十一月十六日午前九時から午后二時まで

場所　米内沢農協精米所（事務所裏）

まつ消料金　台はかり五〇k四五〇円　〃　一〇〇〜一五〇k五〇〇円　〃二五〇〜五〇〇k八〇〇円　皿はかり五k〜一〇k四〇〇円　時計はかり（小型）一面につき五〇円　〃（大型）一面につき一〇〇円（体重計、振試）

注意　プラスチック製の目盛はまつ消できません

保険税の納付についてお願い

納税者の皆さん保険税第三期分は納付済になりましたか？

納めて居ない方は今すぐ納めて下さい

昭和三十六年度保険税の納入については、納期内完納していたゞくよう、毎月お願いして来たところでありますが、第一期（四月三十日納期）第二期（七月三十一日納期）分は勿論、第三期分で納期限が過ぎましたので未だ完納していない納税者は、今すぐ納めて下さい

今更云うまでもなく、今月は秋の収穫期を控え年中で一番収入の多い月に当りますので、此の際滞納して居る保険税は勿論才四期分（一月三十一日納期）も前納していたゞくよう、おすゝめします

又「町」では滞納整理計画により徴収を強行すると共に、悪質滞納者に対しては滞納処分も執行することになつて居りますので滞納している納税者は今すぐ完納して下さるよう重ねてお願いします

国保係より

法人等の町民税の

申告納付について

法人税法の適用を受ける法人の町民税納付申告は御承知の如く、その事業年度終了の日から二ヶ月以内に、地方税法第三百二十一条の八によつて、その法人の所在市町村（事務所、事業所、寮等も含む）に申告書を提出しそれによつて納付しなければならないことになつて居ります。

つきましては、右について九月末決算のところも相当有るようでございますので、何卒町民税についてもお忘れなく御申告下さいますようお願い致します。

尚申告用紙は当町に準備して有りますが御必要の場合は御連絡願います。

36年度森吉連青

文化祭19日に開かれる

左記の要項に基づいて、青年文化祭が開催されるので、町民各位の協力方を主催者の青年会と公民館から望まれているのでその旨お知らせします

記

一、開催期日　十一月十九日（日）
一、会場　米内沢小学校
一、内容　①芸能発表　②華道展　③写真美術展　④意見交換会　⑤その他
一、備考（演芸発表会には協力費として大人三〇円　小人二〇円の整理券をお願いいたします）

旧軍人軍属の皆さん

加算恩給が支給されることになりました

戦時中外地で従軍したり勤務した旧軍人、軍属の任官者の戦地加算等が認められることになりました。

例えば昭和十二年七月七日支那事変ぼつ発の日から昭和十六年四月三十日までの支那全域は一年勤務すると三年を加え計四年に計算されます。このように計算して下士官以下の者は十二年以上（准士官以上の者は十三年以上）の在職年に達すると普通恩給権があります。

もし本人が死亡している場合は、その遺族に普通扶助料が給されます。

◎給与始期（いつから給するか）

〇普通扶助料（本人が死亡のため遺族に給する恩給）36・10・1から

〇普通恩給（本人が請求し本人に給する恩給）37・10・1から

◎時効

〇普通扶助料36・10・1から7年間請求しないと時効になります

〇普通恩給37・10・1から7年間請求しないと時効になります

◎請求手続

㈠履歴申立書を旧軍人軍属退職当時の市町村役場へ提出してください。（現住所の市町村でもよい）この申立書は現在役場で受付しております。申立書は市町村役場にあります。

㈡履歴申立書を市町村役場に提出すると県に送付し、県では一人一人の申立書を点検審査のうえ補備訂正のうえ市町村役場経由県へ提出する。

㈢県で遺族の請求する普通扶助料と明治生れのもの、普通恩給は本年十月一日から本省に申達します。

大正元年から六年までの出生ものについては来年四月一日以降、大正七年以降の出生者は昭和三十八年から本省に進達することになつております。

◎注＝一時恩給一時扶助料をもらつた方も該当します。その他不明の点は役場民生係へおたづねください。

土地.建物等

登記関係整備について

土地、建物等のいわゆる固定資産に対して賦課する固定資産税は、毎年一月一日現在の登記の未だ済んでない方が相当居るようですので、自己の財産保全の上からは勿論課税を公正ならしむる為にも、登記丈けは何卒適正に御整備下さいます様その御協力方を御願い申し上げます。

あなたは基本選挙人名簿に登録されていますか!!

昭和三十六年九月十五日現在で基本選挙人名簿が調製されましたから、今まで載つているからと安心せずに脱漏や誤載がないか必ず縦覧して下さい。縦覧場所および期間は左記のとおりです。

記

縦覧場所…森吉町役場（但し前田地区は前田支所にても縦覧できます）
縦覧期間…十一月五日より十一月十九日まで
異議申立期間…縦覧期間中
確定期日…十二月二十日

▽この選挙人名簿は本年十二月二十日から来年十二月十九日までの間に行われる選挙に使用されることになります。

森吉町選挙管理委員会

清い票積もって
よい国よい政治

町税滞納整理強行週間

十一月十四日から十八まで五日間

町税の納入については、みなさまの御協力により漸次成績向上をみているわけでありますが、この度町の財政事情からして、左記計画に基いて整理に当ることゝしたから、滞納のある方々はこの週間中に納付いただくよう御願い致します。

町税滞納整理計画表

◉整理期間 十一月十四日〜十一月十八日迄五日間

◉職員受持部落分担表

担任部落名 整理員氏名

新町、長下、滝ノ沢＝赤石終吉 佐藤金雄 加賀利男
大町、本丁、横町＝清水常松 鈴木健三郎 阿部茂夫
新丁、大杉、裏町＝川口伊一郎 永井修治 北林補太郎
学校通、川向、駅前＝九島三郎 北林進
根小屋、長野、日栄、松栄＝金信一郎 板垣和市
中新田、米畑、大沢、鶴田＝柴田千代吉 木村鉄治
寄延、大渕、白坂、御嶽＝金豊助 柏谷圭一
浦田、桂瀬駅前＝竹田為助 工藤要吉
本城上、本城下、荒町、町屋＝佐藤正一郎 永井正弘
女木内、小滝、深渡、鷲ノ瀬＝水木正利
森吉、惣瀬、向様田、様田＝庄司岐一
高畑、桐内沢、桐内、日廻岱＝佐藤正心
根森田、堺田＝柴田栄蔵 佐藤多嘉男
巻渕、細越＝庄司富也、白沢昭喜
平里、羽根川、新屋布、新屋布上＝佐藤徳松 庄司国千代
小又、新小又、下前田＝宮野栄直 九島喜美
駅前、冷水＝春日出護 佐藤世男
八幡森、通町、桂坂、惣内下町＝九島喜蔵 春日隆治
五味堀、柏木岱、大岱＝庄司順一郎
桂瀬、新桂瀬＝菅原道雄 野村洋太郎
湯ノ岱、平田、大印＝武石一男

税金を氣持よく
納める人は
要る金に
困らない

南洋群島引揚者給付金

又は遺族給付金の請求手続について

①強制引揚者

昭和一八年四月二日以前に生れたので、少くともその日から同年一〇月一日まで、ずつと南洋群島にいて、終戦の前日（昭和二〇年八月一四日）以前に緊迫した事態に基づき、日本政府（南洋庁）の要請によつて本邦に引揚げたもので、南洋群島では一般に強制引揚者といわれていたものです。この該当者の請求書類は認定庁備付けの南洋群島引揚者名簿（終戦前）で認定されてますので、その名簿に登載されているものについては、請求書類に六ヵ月の在島証明書や、居住証明書不要です。名簿にないものや、また在島期間に六ヵ月未満の疑いがあるものについては、南洋群島協会が調査究明します。

しかしこの一般強制引揚者でも、本邦へ引揚げる途中に比島を過わつため終戦（昭和二〇年八月一九日）後に帰国したものは、改正前の法律の適用を受けますので、昭和三七年五月一六日までに手続を済ませないと時効になりますからご注意下さい。

引揚者給付金は昭和三一年分の所得税額が八八、二〇〇円（単身者年収約五〇万円）以上の場合は支給されませんが、昭和二九年から昭和三一年までの各年分の平均所得税額が夫婦の場合には、それぞれの分を合算することになつていますので、合計所得税額が八八、二〇〇円以上であれば支給されません。

しかしこの制限は本人および配偶者にかぎられており、その世帯でも配偶者のない老人や子供などは該当引揚者であれば、その者には引揚者給付金が支給されます。

なおこの所得税額による制限は後述の遺族給付金についても同様です。

引揚者給付金の額は昭和二〇年八月一五日当時の引揚者の年令により次のとおりです。

年令五〇才以上二八、〇〇〇円
三〇〜五〇才未満二〇、〇〇〇円
一八〜三〇才未満一五、〇〇〇円
一八才未満七、〇〇〇円

強制引揚者のうち(イ)昭和三二年三月三一日以前に死亡した者で、死亡当時二五才以上のものについては、その遺族給付金が支給されます。この場合の遺族給付金の額は、昭和二〇年八月一五日（同年同月一四以前に死亡した場合は死亡の日）における死亡者の年令によつて区別され、引揚者給付金と同額です。また(ロ)昭和三二年四月一日から昭和三六年五月一四日までの間に死亡した者については、その相続人に引揚者給付金が支給されます

②海没者

昭和一八年一〇月一日以後、内地に引揚げる途中海上で死亡した者（海没者）についてはその遺族に遺族給付金が支給されます。この場合は単に昭和一八年一〇月一日以前に生れたものであればよく、同年一〇月一日までの六ヵ月間、南洋群島に生活の本拠がなくともよいことになつています。

そしてこの場合の遺族給付金の額は、前記の内地引揚げ後死亡した強制引揚者についての遺族給付金の場合と金額が異なり死亡当時の年令によつて区別され、次のとおりの額となつています。

一八才以上二八、〇〇〇円
一八才未満一五、〇〇〇円

この該当者の認定は、認定庁備付の南洋群島海没者名簿によつて行なはれますので在島証明等一切不要であります。

③一般殉難者

昭和一八年一〇月一日以降引揚げの準備をしながら、配船等の関係上引揚げることができず、南洋群島に残つている間に死亡した者や、引揚げる途中比島などで死亡した者（一般殉難者）については、海没者同様遺族に遺族給付金が支給されます。一般殉難者は戸籍面に生年月日および死亡場所が明記されておりますので、これによつて該当事実の判定は容易にできます。しかしこの一般死難者のうちには、戦斗参加者として遺族等援護法の適用を受けているものがあり、その者について遺族給付金が支給されませんので、特に注意する必要があります。

一般に南洋群島地域では学令以上の者の相当部分のものが、戦斗に参加していると考えられますので、学令以上のものについては遺族給付金を請求する場合には、あらかじめその旨を認定庁に申し出て、認定庁から厚生省援護局審査第二課に照会して貰うようにして下さい。現在この一般殉難者の主体をなすものは、学令未満の乳幼児ではないかと思われます。

なお遺族給付を受ける遺族の範囲および順位は①配偶者、②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹であります。遺族等援護法における弔慰金の場合と異なり、伯叔父母やオイ、メイには及びません。しかし実際受給する場合には、③父母や⑤祖父母を除き、細目な条件がありますがそれは省略します。遺族等援護法年金又は弔慰金を受けている強制引揚者は、同じ理由で遺族給付金を受けることができませんが、本人の引揚者給付金を受けることはできますからご注意下さい。

たばこのお買求めは町内から‼

皆さんが毎日お買い求めになるたばこの11％は、町の収入になります
たばこのお買い求めの場合は、町内たばこ店から求めて下さい
町内たばこ店の9月売上高は2・728・420円でした、これの11パーセント300・120円が町の収入になりました
3月〜9月迄の総収入2・067・260円となつています

引揚者給付手続に付て

このたび引揚者給付金等支給法が一部改正になりましたので、別記説明により該当者は手続をして下さい。但し、南洋群島引揚者に限ります

①強制引揚者②海没者③一般殉難者の三種類があつてそれぞれに引揚者給付金、又は遺族給付金が支給されます。時効期間は昭和四一年五月一四日までの五ヵ年ですが、なるべく早目に手続するようご注意下さい。

書類の整備上必要なものがあれば、南洋群島関係に限り南洋群島協会へ、返信料付でご照会下さい

住所は次のとおりです。

東京都新宿区西大久保
二ノ二九二 財団法人
南洋群島協会宛

新潟毛和牛雄種畜が

配置になりました

先きに新屋布部落森川菊治さんの所に居りました種雄牛（初春号）は、使用不能になりましたので新たに種雄牛として、毛和牛の藤山号と交換して新屋布の森川菊治さんのところに配置しましたから、今後の畜産振興の上から、大いに利用されるよう希望します

藤山号の略歴血統は別記のとおりですからお知らせします。

―種雄牛― 蒲北第二号藤山号 父褐和子福第一号 初等号 母褐和子秋第二三号 しける号
生年月日 昭和33年5月1日 産地 秋田県山本郡藤里村 新屋布 森川菊治

十月の慶弔だより

▽米内沢地区出生者

部落名	出生者氏名	保護者	続柄
学校通	石川香里	拓治	二女
大町	近藤英俊	鉄治	二男
本城	柴田光正	喜代治	長男
大杉	北林正子	正蔵	長女
根小屋	武石隆一	長三	長男
浦田	神成光広	与太郎	長男
横町	松橋まり子	照吉	二女
新町	九島正仁	正三	長男
長下	安東元喜	藤雄	長男

▽前田地区出生者

部落名	出生者氏名	保護者	続柄
神成	庄司さとみ	吉郎	二女
駅前	加賀谷千里	重五郎	長女
大岱	工藤雄二郎	雄造	長男
巻渕	佐藤ひとみ	鶴治	長女
桐内	わき坪勝山	勝二郎	三男
小滝	新林梅子	喜美治	長女
湯の岱	新林博	福蔵	二男
根森田	三浦信一	清信	長男
日廻岱	松浦誠	吉次	長男
桐内	羽場均	盛一	四男
細越	宮野則子	兼義	長女
新屋布	森川聡	一郎	二男
根森田	三浦洋仙	一美	二男
陣場岱	庄司俊英	昭五	二男
高畑	山本健蔵	利吉	長男
惣内	庄司俊英	竹造	二男
鷲の瀬	石川満	万太郎	長男
長坂	宮野美枝子	德治	二女
湯の沢	阿部啓司	広一	長男

▼米内沢地区死亡者

部落名	死亡者氏名	世帯主	続柄	年令
浦田	武石フツ	留吉	母	八一
本城	金富五郎	富松	父	七二

▼前田地区死亡者

部落名	死亡者氏名	世帯主	続柄	年令
巻渕	佐藤力	アエ	夫	三九
小又	石川福治	福太郎	長男	二三